

権利擁護支援地域連携ネットワーク ニュースレター

令和4年10月10日（月祝）、成年後見セミナーを開催しました。

～開催概要～

- 【日 時】 令和4年10月10日（月祝）14時から17時
（後日視聴 10月19日～11月20日）
- 【会 場】 山崎本社みんなのあいプラザ
- 【参加者】 132人
（会場：51人、オンライン24人、後日視聴57人）
- 【主な内容】
 - ◆基調講演◆ 成年後見制度と廿日市市の成年後見利用促進
講 師：弁護士 水中 誠三 氏
 - ◆実践報告◆ 成年後見人が出来ること、出来ないこと
報告者：司法書士 湯浅 美紀 氏
認定社会福祉士 河口 幸貴 氏



「成年後見制度と廿日市市の成年後見利用促進」 弁護士 水中 誠三
 成年後見制度の基本理念：能力が減少した高齢者も健常者と同じ人間であり、制定される制度は能力の減少した高齢者の人間としての尊厳が図れるものでなければならない。高齢者の自己決定権を尊重し、残存能力の活用を図るものでなければならない。また、低下した能力を第三者によって補い、社会全体で支え、社会の中で共に生きていくことが求められる。基本理念は、高齢者だけでなく知的障害等の障害を持った人にも同様に適用される。

第二期成年後見制度利用促進基本計画はどのような計画か：サブタイトルは、「～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」。地域共生社会の実現と地域社会への参加の視点が重視され、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするものではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならないとしている。

成年後見制度自体が単なる民法上の財産管理の制度に留まらず、本人が望み、必要な福祉サービスを受けるためのプラットフォームとなるべき福祉法的制度になった。

「成年後見人が出来ること、出来ないこと」 司法書士 湯浅美紀

民法858条で「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」とある。

「成年後見人は、ご本人の利益を最優先する制度」であると同時に成年後見人は「家族」ではない。後見人は本人の法定代理人なので、本人と利益が反することはできない。本人が施設内のものを壊したから「身元保証人」がそれを弁済した場合、「身元保証人」は本人に対して債権者になってしまい、利益相反してしまう。また、「結婚」「離婚」といった本人の身分関係に関する行為もできない。本人の自己決定権を尊重するため代理行為になじまないため。

費用についての質問をよく受ける。一つ目として、申立費用があげられる。申立費用については、選任審判の際に「本人の財産から支出する」と審判があれば本人の財産から返してもらえる。ただ、ここでいう申立費用とは、「申立印紙、予納切手、鑑定費用等」で、弁護士の先生や司法書士の報酬は含まれない。二つ目として、成年後見人等の報酬のことがあげられる。後見人は毎年1回家庭裁判所へ報告書、財産目録（期間の通帳の写し等の資料）、収支予定等を提出し、その際「報酬付与」の審判申立を行うことが多い。その資料をみて裁判所がその期間の報酬を決定する。当然、本人の月の収支、財産状況をみて判断されるので、財産が全くなるといったことはない。そもそも本人に財産がなくなって困るのは後見人なので。

この機会に「親亡き後」のことを心配されているご親族のかたに申し上げたいのは「報酬面で躊躇されているのであれば、その点は問題ではない」ということ。親御さんがお元気なうちに、後見人に親御さんの希望や思いを伝えることができる。お元気なうちは、親御さんと第三者の複数後見も可能な場合もある。



「成年後見人ができること、できないこと」 認定社会福祉士 河口幸貴



1 法律行為と事実行為とは：「法律行為」は本人の権利を代理で行使し、お金の支払いや財産の管理、契約をする。身上保護の場面では、医療や福祉の利用契約を行うこと。「事実行為」は身上保護の場面では、直接の介護やお世話をする事。

身上保護とは、介護が必要な場合に、介護の提供事業所と成年後見人等が契約をする。そして、被後見人が介護を受けることができる。後見人がヘルパーの資格を持って、直接介護をする、ということではない。

財産管理とは、庭木の剪定が必要な場合に後見人が造園店と契約して、施設入所した被後見人の家屋の維持管理のため、草刈りや庭木の剪定をやってもらう。後見人が剪定バサミを持って庭をきれいにすることではない。

2 意思決定支援とは：権利擁護（アドボカシー）被後見人の気持ちをどのように代弁するか？選好＝好きな方を選ぶように手伝うこと。「意思形成支援」は、自らの意思をまとめるための支援をすること。支援者が情報提供して、本人が決めることを手伝うが、あくまで決定は本人の意思が反映されること、誘導してはいけない。情報提供する場合、本人のための情報提供であって、支援者のための情報提供ではない。「意思表示支援」は、意思は明確だが話す、書く、などの伝えることが難しい場合の支援。「代理決定」は、被後見人が上記のような支援をしても意思が決定できない場合、後見人が関係者と共に検討し、「本人ならこうしたいと思うのではないか」「これが本人の最善の利益だ」という視点を中心に、第三者が決める。意思決定の最後の手段。

「意思決定支援の会議」の開催について。本人が治療の内容と意味を理解することができない場合でも「する」と言えればいいのか？また、本人のための判断か、家族のための判断か、という点にも気をつけたい。代理決定の場面であっても、本人参加の下、家族、医療職、福祉職、支援者、成年後見人が慎重に話し合い、内容によっては裁判所にも相談しながら進めていく、というのが現状取れる方法の限界と思う。

参加者の声～アンケートから～

(アンケート回収率 77.3% : 回収数 58 / 出席者数 75)

- 成年後見制度の利用が進んでいないといわれています。このことに対するあなたの考えを聞かせてください：事務が複雑そう、申請が難しい。どんな人が後見人になるか不安。私たち(市民)の勉強不足。制度のPR不足。被後見人者は成年後見人を立てると不利益になると思っている。自分のこととしてなかなか身近に思えない。年金が少ないなか、月数万円の報酬を出してまで制度利用を検討しにくい。申し立てしたら取り下げが出来ないのがネック。報道でマイナス情報が流れたため利用にためらいがあるのではないかと感じました。
- 権利擁護関連の研修で実施を希望される内容を教えてください：実戦での意志決定支援について。権利擁護支援のタイミングとスケジュールをケースバイケースで教えてほしい。実践事例をもっと聞きたい。
- 本日のセミナーに関するご感想、ご意見をお聞かせください：今回の研修は制度理解と、実践事例の両方を聞くことが出来て大変よかったと思う。成年後見制度を正しく理解する人が増えて、支援が必要な人に適切な支援を受けられるようになってほしいと思う。成年後見制度が誰にでも必要になるものであることが分かった。高齢の親にも教えてあげたいと思う。オンライン併用と後日視聴があって良かった。専門用語が多すぎるため、話の内容についていけない人が多いのではないかと感じた。

第1回『廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議』を開催しました



【主な意見等】

- 事務局：成年後見セミナーアンケートから① 制度及びセンター窓口の周知の方法とターゲット、② 啓発の方法、③ セミナーの内容などを主な課題と認識して、これからも取り組んでいく。令和5年度から成年後見人等受任者調整機能を、本推進会議を中心に構築できるよう準備していく。
- 広島県西部事務所 須原委員：広島県のネットワーク構築、アドバイザー派遣、勉強会の開催、市民後見人養成について進めている。
- 広島家庭裁判所 木口家事次席書記官：受任調整機能は必要。適切な成年後見人の選任、選任期間の短縮につながる。中核機関に是非担ってほしい。受任調整の基準として、こういう人はどの専門職が選ばれやすい、などの「一般的なイメージの共有の機会」を作っていければと考える。体制としては、福祉行政だけでは足りない。複数の専門職にもメンバーになってもらい、共有し意見を出しながら決める必要がある。
- 市障害福祉課上田委員：障害福祉分野における市長申し立ての近年の動向等について説明
- 市地域包括ケア推進課友重委員：高齢者福祉分野における市長申し立ての近年の動向について説明。また、制度のはざままで財産管理等に苦慮するケースへの対応について問題提起。
- 湯浅委員：受任調整会議は毎月開催できる体制が必要。受任者の選任は合議体で決めるべき。

～開催概要～

- 【日時】令和4年10月20日(木) 14時から16時
- 【会場】山崎本社みんなのあいプラザ
- 【出席者】22名(弁護士会、司法書士会、市福祉士会、県社会福祉士会、障がい福祉相談センター、広島県西部厚生環境事務所、金融機関、地域組織、及び広島家庭裁判所、広島県社協、市行政、市社協)
- 【主な協議事項】
- 本会議の会長、副会長の選任：会長 水中 誠三 委員、副会長 湯浅 美紀 委員
- 成年後見セミナーでのアンケートの共有と、成年後見センターの上半期の振り返り
- 成年後見利用促進センターの下半期から次年度の活動方針について